東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号

令和7年7月2日

東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

東京都後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と50万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1の数

記

1 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する東京都後期高齢者医療広域連合における請求権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

230, 775

2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する東京都後期高齢者医療広域連合における請求権を有する者の総数のうちの80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

1, 542, 340

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の各選挙区における請求権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。
- (1) 東京都の区域内のすべての特別区

1, 095, 616

(2) 東京都の区域内のすべての市

538, 511

(3) 東京都の区域内のすべての町及び村

21, 903